解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月八日

大阪市西区江之子島一丁目六番五号

一般社団法人西日本就職支援機構

代表清算人　山口　智子

解散公告

当社は、平成二十四年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月八日

大阪府岸和田市吉井町二丁目九番一八号

株式会社ワイズ

代表清算人　新井ちえみ

解散公告

当社は、平成二十四年六月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月八日

兵庫県尼崎市西難波町二丁目二五番一四号

つるみ電気株式会社

代表清算人　米倉　宏

解散公告

当社は、平成二十四年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月八日

神戸市長田区苅藻島町三丁目九番一八号

株式会社久元商店

代表清算人　久元　栄作

解散公告

当社は、平成二十四年六月二十一日開催の株主総会の決議により平成二十四年六月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月八日

宮崎県日南市岩崎三丁目一〇番八号

有限会社理美容大田川

清算人　大田川博明

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十四年六月二十八日北海道知事の認可により解散いたしましたので、当公社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月八日

北海道斜里郡清里町羽衣町一三番地

清里町土地開発公社

清算人　田中　誠

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年七月九日開催の定時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年八月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月八日

北海道上川郡愛別町字中央一五七〇番地

農事組合法人シーワン

清算人　古屋　厚

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月十七日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年八月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月八日

東京都江戸川区小岩六丁目二九番五号一階

医療法人社団あやみ会

清算人　堀内　彩珠

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年七月三十一日存続期間の満了により平成二十四年八月一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年八月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月八日

東京都中央区日本橋堀留町二丁目八番四号

財団法人抵当証券保管機構

代表清算人　仁尾　徹

解散公告（第二回）

当法人は、文部科学大臣の解散命令により、平成二十四年七月十三日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年八月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月八日

東京都墨田区江東橋四丁目二九番一二号あいおい損保錦糸町ビル内

財団法人小川育英会

清算人　岡村　満子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年四月三十日に解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年八月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月八日

愛知県尾張旭市西大道町六兵衛前三九一一番地

医療法人恵生会

清算人　永井　伸頼

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年六月三十日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年七月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月八日

京都府綾部市東山町山家二一番地の三

財団法人東山町地区愛林会

代表清算人　岩崎　孝昭

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年六月二十五日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年八月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月八日

島根県松江市西川津町七二一番地

社団法人島根県テレビジョン放送中継施設整備協会　代表清算人　吉村　哲正

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年六月二十三日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年八月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月八日

山口県下関市岬之町一二番一五号

財団法人岬之町文化向上会

清算人　安田　和夫

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十四年五月二十七日開催の通常総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年八月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年八月八日

福井県三方郡美浜町坂尻第一六号一番地

坂尻生産森林組合

代表清算人　三谷　博一

第５期決算公告　平成24年８月８日

茨城県鹿嶋市泉川2055番地

鹿島特殊車輌整備株式会社

代表取締役　野友　豊明

貸借対照表の要旨（平成24年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	99,670
	固定資産	19,315
	合計	118,985
負債及び純資産の部	流動負債	70,203
	固定負債	2,470
	株主資本	46,312
	資本金	9,500
	資本剰余金	9,500
	資本準備金	9,500
	利益剰余金	27,312
	その他利益剰余金	27,312
	（うち当期純利益）	(8,123)
	合計	118,985